

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第29回 相模原市地域公共交通会議		
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 交通政策課 電話042-769-8249(直通)		
開催日時		平成30年12月27日(木)16時00分～18時30分		
開催場所		相模原市民会館 3階 第1中会議室		
出席者	委員	13人(別紙のとおり)		
	事務局	8名		
公開の可否		可	不可	一部不可
		傍聴者数	1人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 開 会</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 牧野地区における新たな公共交通について</p> <p>(2) 相模原市バス交通基本計画の進行管理について</p> <p>(3) 大野北地区コミュニティバスの運行内容の見直しについて</p> <p>(4) 内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の停留所の新規設置について</p> <p>(5) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 吉野・与瀬地区乗合タクシー「ふれあい号」の運行実績(平成29年10月～平成30年9月)について</p> <p>(2) 国道413号通行止めによる路線バス運休に伴う代替交通について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>		

会議結果

協議事項（１）牧野地区における新たな公共交通について

篠原地区デマンド交通の利用ルールについて、関東運輸局神奈川運支局と調整を図ること。それ以外は原案のとおり承認。

協議事項（２）相模原市バス交通基本計画の進行管理について

原案のとおり承認。

協議事項（３）大野北地区コミュニティバスの運行内容の見直しについて

原案のとおり承認。

協議事項（４）内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の停留所の新規設置について

原案のとおり承認。

協議事項（５）地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

原案のとおり承認。

審議経過 （ は委員の発言、 は会長の発言、 は事務局の発言）

1 開 会

2 協議事項

（１）牧野地区における新たな公共交通について

○「５ 篠原地区の新たな公共交通」にある主な課題について、藤野駅に直通できないとあるが、新たな公共交通の運行により解決されるのか。

篠原地区においては、藤野駅に直接行ける公共交通モードとして、地域では公共交通空白地有償運送の導入を検討してきたが、前回の会議において、公共交通空白地有償運送の導入について交通事業者から合意を得ることができなかった。

今回のタクシー車両を活用したデマンド交通では藤野駅に直通できないという課題を解決できないが、現状の牧野地区の乗合タクシーをそのまま継続しても非効率な状況であるため、暫定措置として、タクシー車両を活用したデマンド交通を実施したい。

○地域住民に直接移動ニーズを伺った結果、相模湖方面へのニーズが多かった。今回新たな公共交通を検討する上で、地域住民にヒアリングやアンケートを実施し、課題を抽出したのか。

牧野地区乗合タクシーの利用促進協議会において、アンケートを実施した結果である。その中で、相模湖方面へのニーズもあったが、主に藤野駅に直通していないため、乗合タクシーを利用しないという意見が多かった。

○菅井地区と篠原地区におけるデマンド運行の予約方法だが、菅井地区では１時間前までに予約とあり、篠原地区は予約の締め切り時間を設けていないが、理由について伺いたい。

菅井地区に比べて篠原地区における公共交通の利用者数の絶対数が少ないため、乗り合うことが少ないと想定して、予約締切時間を設けていない。

- 篠原地区のデマンド交通の利用者がやまなみ温泉バス停や赤沢バス停まで利用をし、その後、通常のタクシーを利用したい場合は、継続して乗車できることで良いか。利用ルールとして、降車後、連続して同じタクシー車両への乗車は不可としている。
 - 利用者側が、バスを利用するか、タクシーを利用するかの選択は自由にできるはずであり、利用ルールに従い乗車を断ることになれば乗車拒否と見なされ、道路運送法に抵触するのではないか。
 - タクシー事業者からすると、市のデマンド交通である一般乗合旅客運送が終了した時点で一般乗用旅客運送になるため、利用制限はできないと考える。事業の趣旨としては、路線バスのフィーダー交通であり、タクシー運賃を補助するものではないことから、2度乗り禁止ルールの設定を提案させていただいた。法令に抵触するような利用ルールを設定する訳にはいかない。利用ルールについて、交通事業者及び運輸支局と調整を行い、次回の会議で調整結果を報告したい。今回の会議では、利用ルールを除いた、他の運行内容についてご承認いただきたい。
- 地域の公共交通空白地有償運送については、今後も継続協議を前提として、平成31年3月末を以って路線バス・乗合タクシーを廃止し、平成31年4月から「牧野地区における新たな公共交通」を運行するというのが事務局の提案である。篠原地区の利用ルールについては再確認を行うこととするが、それ以外について原案のとおり認めるという事でよろしいか。
- 異議なし。

(2) 相模原市バス交通基本計画の進行管理について

- 「施策22 バス利用マナーの啓発」について、啓発の効果、回答者の抽出方法を伺いたい。なお、アンケートを実施し、結果、運転手は、利用者のマナーの悪さを感じているため、啓発活動の実施以外にもマナー改善につながる取組を考えことも必要である。啓発の効果については、啓発活動を実施したものの、利用者のマナー改善には至っていない。回答者の抽出方法については、各営業所の乗務員全員にアンケートの回答を依頼し、結果53名の回答をいただいた。アンケートを実施したら、終わりではなく、今後、アンケートの分析や評価に関するモニタリングの見直しも必要である。
- 「施策13 乗り継ぎ割引の設定」について、今後、乗り継ぎ割引の新規設定個所を予定しているのか。乗り継ぎ個所を増やすことで、実績値も上がると思う。乗り継ぎ割引は、平成15年に実施した長大路線の再編による、乗り換え時に発生する初乗り料金の負担軽減を目的としたものである。乗り継ぎ乗車証割引の利用者が少ない理由については、紙の乗り継ぎ乗車証がないと割引できないこと、また、長大路線が再編により、既存路線に変わったことを知らないため、割引についても同様に把

握していないことが挙げられる。なお、田名バスターミナルについては、ＩＣカードのみの利用割引となるため、ＩＣカードを利用している利用者は、割引を知らなくても、田名バスターミナルで乗り継ぎをすると、自然と割引となる。

今後、路線の再編により、乗り継ぎが発生する場合、乗り継ぎ割引の設定個所を検討することとなる。また、既存路線に対する乗り継ぎ割引の新規個所を設定する場合、バス事業者の収入減等を踏まえ、協議を行うことになる。

地域全体として、乗り継ぎ割引によって、高齢者の外出促進や拠点間の移動にバスを利用してもらうことにもつながる。しかし、現状で乗り継ぎ割引個所を増設すると減収になると思われるが、仮に利用者が増加した場合どのように考えるか。今後、バス交通のネットワークを考える際、制度、技術、拠点をどのように生かすのか、どこに課題があるかを洗い出し、全体のスキームの検討をしてもらいたい。

「成果指標（オ）地区別人口に対する公共交通圏域内人口割合の地域差」について、地域差をどのように平準化していくのか。

公共交通圏域内人口割合について、平成２３年度は藤野地区が６０．７％と一番低かったが、乗合タクシーの導入により上昇し、地域差を縮小した。なお、田名地区については、田名バスターミナル開設にも関わらず平成２６・２９年度では一番低くなっている。要因として、交通圏域の住民が、より利便性の高い地域に転居したのではないかと推測される。

他に質問等が無ければ、相模原市バス交通基本計画の進行管理について認めるという事でよろしいか。

異議なし。

（３）大野北地区コミュニティバスの運行内容の見直しについて

○平成２９年度の運行実績において、１便当たり１０．１人、収支比率が４６．８％とあり、１便当たりの輸送人員は運行継続条件を満たしているにも係わらず、収支比率は条件を満たしていない。その要因を伺いたい。

近年の運行経費として人件費、燃料費の高騰により、収支比率に影響を及ぼしている。

○１便当たり何人乗車することで、収支比率５０％を超えることができるのか。

１便当たり約１１人乗車すると、収支比率５０％を超えると思われる。

○乗車運賃については、近年増額をしていないが、運行経費が高騰をしているため、収入と支出の差が広がり、収支比率が下がってしまう。

他に質問等が無ければ、大野北地区コミュニティバスの運行内容の見直しについて認めるという事でよろしいか。

異議なし。

（４）内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の停留所の新規設置について

特に質問等が無ければ、内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の停留所の新規設置について認めるという事でよろしいか。

異議なし。

(5) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

吉野・与瀬地区の乗合タクシーに限らず、他の乗合タクシー、コミュニティバスでも同様に共通することだが、まず、これらの公共交通を地域に知ってもらい、利用できることを知ってもらう。そして、実際に体験等により利用してもらい、ニーズが合えば利用してもらう。

ヘビーユーザーに頼るのではなく、今まで利用されていない方を如何にして利用してもらうかを考えた利用促進を検討していただきたい。

他に質問等が無ければ、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について認めるといふ事でよろしいか。

異議なし。

3 報告事項

(1) 吉野・与瀬地区乗合タクシー「ふれあい号」の運行実績(平成29年10月～平成30年9月)について

特になし。

(2) 国道413号通行止めによる路線バス運休に伴う代替交通について

特になし。

以上、意見が無ければ報告事項を終了してよろしいか。

異議なし

4 その他

○平成30年12月16日より橋本営業所管内の路線バスのダイヤ改正(運行回数の変更および時刻の変更)を実施した。

○平成30年12月5日よりタクベルは次世代タクシー配車アプリMOV(モブ)へ名称変更となった。今後は大阪、京都と全国展開をしていく。

神奈川県警より公表された県内のバス停留所危険度判定結果において、県内84箇所、市内6箇所あり、市内ではいずれもC判定であった。県警、バス事業者、道路管理者、また、交通政策課や地域と合同現地診断を終えたところである。今後、バス停の移設、注意喚起などの対策を協議し、事故防止策を実施していく予定である。

次回の会議については、2月中旬から3月中旬を予定している。

5 閉 会

以 上

第29回 相模原市地域公共交通会議出欠席名簿

所属・役職	氏名	出欠
横浜国立大学 理事・副学長	中村 文彦	出席
東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授	岡村 敏之	欠席
一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事	小堤 健司	出席
一般社団法人 神奈川県タクシー協会 相模支部 常任理事	大畠 雄作	出席
神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 事務局次長	高橋 和彦	欠席
神奈川中央交通株式会社 運輸計画部長	齋藤 謙司	代理出席
国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	小松 和則	代理出席
神奈川県警察本部 都市交通対策室長	藤田 和久	欠席
神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課長	星名 隆	代理出席
相模原市自治会連合会 理事	落合 勝司	出席
特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 理事	中西 知子	出席
公募市民	小島 祐行	出席
公募市民	前村 一美	出席
公募市民	高田 真理	出席
相模原市 都市建設局 道路部長	佐久間 和彦	出席
相模原市 都市建設局 まちづくり計画部長	荻野 隆	出席